

今年度、最後の公募になります！

# 既存不適合機械等更新支援補助金

フルハーネス型墜落制止用器具への  
買換に要する経費の一部補助

第3回申請受付期間：11月16日（水）～11月24日（日）  
～11月19日期限を延長しました！～  
（申請書類の提出期限：11月24日（日）消印有効）

この既存不適合機械等更新支援補助金（間接補助金）は、申請した方のすべてに交付されるものではありません。企業規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を委員会で審査した上で競争的に交付決定します。

## 1 対象となる申請者

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人及び個人
- (2) 労災保険に特別加入している個人事業者（労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者）
- (3) その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

## 2 対象となる経費の概要

(1) 対象 ※交付決定前に購入したものは、対象となりませんので、ご注意ください。

### ① 既存不適合機械等

墜落制止用器具の規格（平成31年2月1日施行）に適合していない既存の安全帯の買換

### ② 適合機械等

次に掲げる基準（追加安全措施）のうち2項目以上に適合するフルハーネス型墜落制止用器具への買換（本体と同一製造メーカーに限る）

- ▶ 背中X字腿V字型
- ▶ ロック装置付き巻取器
- ▶ 2本ランヤード又は追加の補助ロープ（ランヤード+補助ロープ）
- ▶ ワンタッチバックル
- ▶ サスペンショントラウマ防止ストラップ
- ▶ 反射板等

### (2) 間接補助金交付額

#### ① 1本あたりの上限：12,500円（補助対象経費「上限25,000円」の1/2）

例1) 見積単価4万円の場合：補助対象経費は上限の2.5万円となり、その1/2の1.25万円が間接補助金交付額となる。

例2) 見積単価1万円の場合：補助対象経費は1万円となり、その1/2の5千円が間接補助金交付額となる。

#### ② 同一申請者あたりの合計額の上限：500,000円

## 3 問い合わせ

建設業労働災害防止協会  
更新支援補助金事務センター

※詳細は建災防ホームページをご覧ください。  
建災防ホームページ：<https://www.kensaibou.or.jp>  
TEL:03-6275-1085 FAX:03-6275-1089

## 4 加点基準

### (1) 主たる業務

#### ① 建設業

建設業許可業種 ※1	とび ※2 (土工事業を除く) 屋根工事業 鋼構造物工事業	大工工事業 石工事業 機械器具設置工事業	左官工事業 電気工事業 管工事業 鉄筋工事業 塗装工事業 建具工事業 消防施設工事業	タイル・れんが・ ブロック工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 電気通信工事業 清掃施設工事業 解体工事業	左欄以外の業種 土木工事業 建築工事業 土工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 造園工事業 さく井工事業 水道施設工事業
加点	40	30	20	10	0

※1 建設業法(昭和24年法律第100号)別表及び昭和47年建設省告示第350号(以下「告示」という。)に規定する許可業種の区分

※2 昭和47年建設省告示第350号で規定する「とび・土工事業」のうち(イ)に該当するもの

#### ② 建設業以外の業種

高所作業の月あたり 日数(平均)	20日以上	15日以上 20日未満	10日以上 15日未満	3日以上 10日未満	3日未満
加点	40	30	20	10	0

### (2) 企業規模

雇用労働者数 (人)	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50以上
加点	50	40	30	20	10	0

※ 労災保険第2種特別加入者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者)は、労働者が1人であるとみなす。

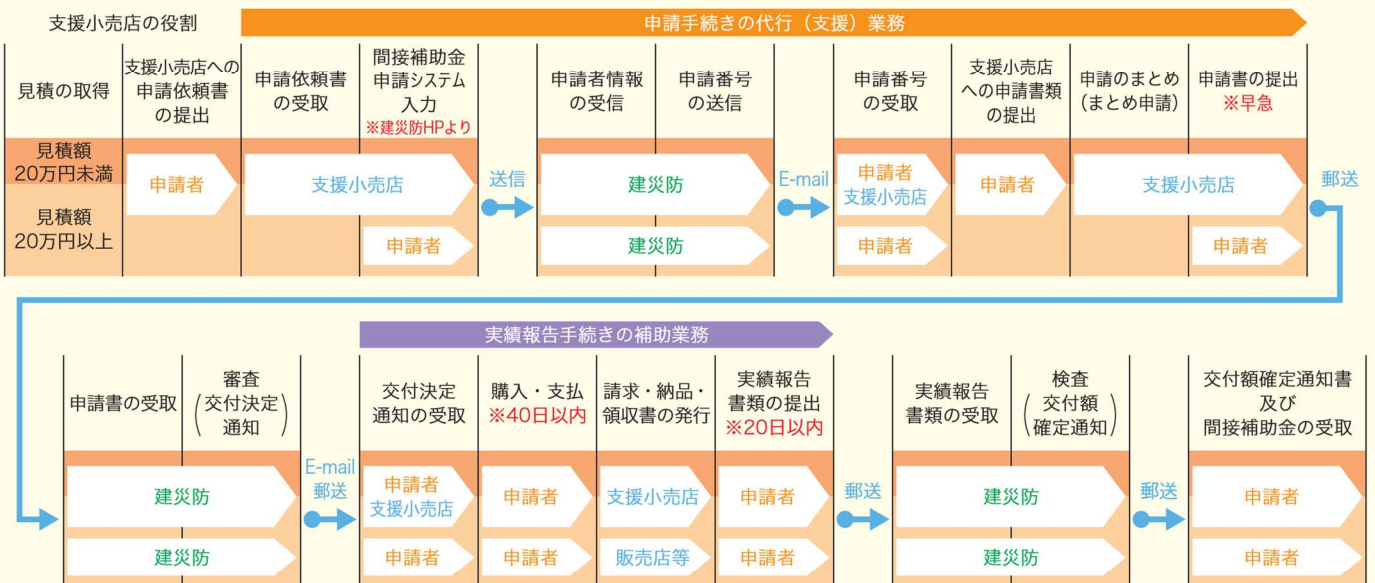
### (3) 追加安全措置

追加安全措置の数	5以上	3以上 5未満	2以下
加点	10	5	0

※ 申請には、2項目以上に適合する必要があります。



## 5 申請等の手順



※ 交付決定前に購入したものは、対象となりませんので、ご注意ください。